

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成30(2018)年 6月15日

福山市長 殿

提出者

住所 広島県福山市箕沖町9番地

氏名 マナック株式会社

代表取締役社長 村田 耕也

上記代理人 福山工場長 酒林 淳

電話番号 084-954-3330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マナック株式会社 福山工場
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町9番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5, 6のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙5, 6のとおり	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙5, 6のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙5, 6のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙5, 6のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（平成29年度）実績量

計画：今年度（平成30年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	801	960	56	60	0	0	0	0	0	0
廃酸	107	67	40	50	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物										
ばいじん										
燃え殻										
汚泥										
特定有害産業廃棄物	廃PCB等									
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉱さい									
	廃石綿等									
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)	112	80	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥(金属を含むもの)									
廃酸(金属を含むもの)										
廃アルカリ(金属を含むもの)	1420	1360	0	0	0	0	0	0	0	
合計	2444	2470	96	110	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

	処理委託に関する事項										
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油	745	900	745	900	0	0	0	0	0	0	
廃酸	67	17	67	17	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
感染性産業廃棄物											
ばいじん											
燃え殻											
汚泥											
特定有害産業廃棄物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉱さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)	112	80	112	80	0	0	0	0	0	0
	汚泥(金属を含むもの)										
廃酸(金属を含むもの)											
廃アルカリ(金属を含むもの)	1420	1360	1277	1060	0	0	0	0	143	300	
合計	2348	2360	2205	2060	0	0	0	0	143	300	

1. 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類

化学工業・有機化学工業製品製造業・その他の有機化学工業製品製造業ほか
[1639] [1632] [1634] [1629] [1651] [1699]

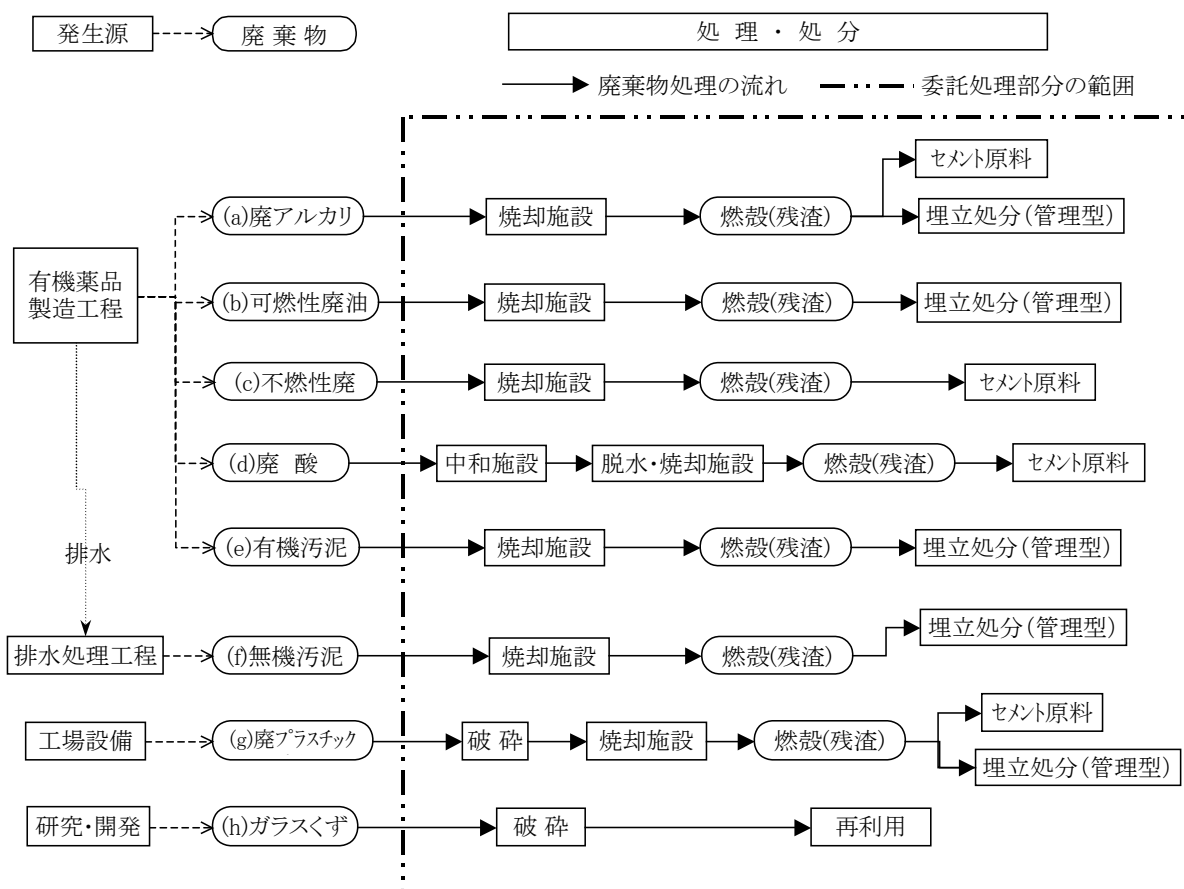
② 事業の規模

製品等出荷額等 (平成29年度実績)
5,735百万円 (福山工場)

③ 福山工場従業員数

145名 (平成30年3月時点)

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



◇産業廃棄物の種類別性状の説明◇

- (a) 廃アルカリ… 製品製造時の洗浄水、排ガス洗浄水。油分を含んでいるが、発熱量は高くない。塩分、少量のスラッジを有する。
- (b) 可燃性廃油… 反応・精製の溶媒で引火性を有するもの。有機物を含むものが多いが、発熱量は高く、焼却燃料として扱われている。大気有害物質を含む(1,2-ジクロロエタン)。
- (c) 不燃性廃油… 反応・精製の溶媒で引火性を有しないもの。通常はハロゲン化物。有機物・水を含み、燃えにくい(ジクロロメタン)。
- (d) 廃酸… 強酸性。副生物として発生。
- (e) 有機汚泥… 廃棄製品(有機)・分離不純物、工場ピット汚泥、有機合成時のろ過助剤等。
- (f) 無機汚泥… 排水処理工程で発生する汚泥。凝集剤にポリ硫酸第二鉄(無機)を使用。脱水処理後に含水率85%(max.)となる。
- (g) 廃プラスチック類… 工場の改修、工程切替時、又は装置の更新に伴う廃配管、塔槽類等。又は、生産工程で使用した廃材・空容器等。

2 - (2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

- ・工場内の各部署と協力し、廃棄物処理を含む環境問題全般に対応するため、削減策を検討する場を設け（廃棄物削減に関する会議）、水平展開を推進する。

② 管理方法

- ・現行の廃棄物管理規定の見直し、項目追加、及び関連規定の作成を継続する。

(3) 教育・研修等

- ・発生する廃棄物の種類・分別、発生状況、処理・委託に関するものについて、従業員に定期的な教育・研修を行なう。

(4) 情報公開

- ・廃棄物処理に関する信頼性を得るため、廃棄物の発生や処理状況について、官公庁、関係団体よりの要請に応じ、必要な情報を公開する。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物処理の現状（排出の抑制に関する事項、分別に関する事項、再生利用に関する事項を含む）

当工場から排出される産業廃棄物は、有機薬品製造工程からの廃アルカリと廃油が中心で、その他、廃棄製品である有機性汚泥、製造工程から副生する廃酸、排水処理工程からの脱水汚泥、設備の改修に伴う廃プラスチック等が発生する。

廃アルカリは、薬品の精製洗浄水、廃ガス洗浄水等のなかで社内排水処理の受入基準を満たさない処理・再利用の困難なものである。

廃油は反応もしくは精製に使用する有機溶剤が主であり、再精製・再利用に努めているが、品質保証面からの制約・限界がある。また、他品種少量生産及び多段の精製を要する高純度品要求があり、単生産量当たり廃油等の発生量は増加傾向。

廃プラスチックは(一部を除き)ほとんどが、処分先で中間処理として焼却による減量とセメント原料への転換を行っており、排出量に対する最終処分量の割合は低くなっている。

また、廃棄物削減検討は、引き続き工場を上げて行っており、数量の多い廃アルカリ、廃油について一定の効果を得ている。しかし、処理しにくい原料・工程へシフトする傾向は続いており、成果が出にくくなっている。

〈 減量化・リサイクル等の目標達成に向けた取組 〉

排出抑制のために、引き続き、数量の多い‘廃アルカリ’と‘廃油’を中心に削減を検討する。技術的には困難が伴い、制約もあるが、開発・製造の技術を結集し引き続き取組む。その他の項目についてもそれぞれ担当する部署が技術的検討を行なう。

- | | |
|---------|--|
| ア 廃アルカリ | ・社内処理の可能性を研究する。（前処理法の検討）
・洗浄水量等の削減を検討する。（発生抑制） |
| イ 廃油 | ・工程内リサイクルを推進する。（設備増強・技術検討）（再生利用）
・再生処理ルートを探索・確保する。（燃料・洗浄用途）（再生利用） |
| ウ 廃酸 | ・社内利用を検討する。（中和剤として再生利用）
・再生利用ルートの探索・確保する。（セメント原料向け及び再生利用） |

- エ 有機汚泥 ・処理のミス等により廃棄品が不当に増加しないよう工程を管理。
- オ 無機汚泥 ・凝集剤管理の強化。（発生抑制）（中間処理）
- カ 廃プラスチック類 ・耐用性の優れる素材に転換を図る。（発生抑制）
 - ・洗浄のしやすい配管を使用する。（発生抑制）
 - ・再生利用できる素材の利用。（再生利用）
- キ その他 ・工程設計初期（開発段階）から廃棄物抑制の視点を導入し、反応率の向上と合わせ、使用量の削減、回収方法についての検討も行なう。（発生抑制）
 - ・最終処分量抑制のため、サーマルリサイクル・マテリアルリサイクルを行う業者との委託関係をさらに推進する。
 - ・ガラスくずについては廃棄物処理業者に再利用委託。

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

〈 具体的取組 〉

- ・ 工程毎に発生したものをそれぞれ保管する。
- ・ 種別ごとに置場を区分し、当該廃棄物が流出しないようにする。
- ・ 区分の一覧表を作成し、職制を通じて継続的に分別を指導する。
- ・ 悪臭等の防止のための必要な措置を講ずる。

5. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状では反応釜の洗浄として溶剤を使用しているが、この使用後の溶剤廃油を単体で収集し、再蒸留をかけ精製して、釜洗浄用として再使用をし、廃棄物の削減を継続している。

以下、廃棄物全体（特管・産廃）の再生利用での具体的取組としては、

- 廃油 ・社内再生処理ルート確保。（洗浄用途）（再生利用）
- 廃酸 ・社内での再利用（再利用）
- 廃プラスチック類 ・再生利用できる素材の利用。（再生利用）

処分量の削減、再生利用の拡大等については継続して推進する。またこれら処理に関する目標及び計画は、定期的に必用な見直しを行なう。

6. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

— 該当事項なし —

7. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

— 該当事項なし —

8. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

基本的事項

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。処理業者への委託においては、優良処分業者への委託を重視し、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。

〈その他〉・行政との連携、業界のネットワークを活用し（再生業者の紹介など）再生処理ルート
の確保をする。

（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

③ 産業廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

環境管理主管部署及び知財法務室において、定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報収集と取りまとめを行い、社内に情報提供する。また、官公民での情報交換の場に適宜参加している。

④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。

- ア. 発生抑制・工程内リサイクルをさらに推進する。
 - ・開発段階から発生抑制について検討を進める。
 - ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
- イ. 再生利用・資源化、燃料利用を推進する。
 - ・再生利用ルートを確認する。

〈参考〉

廃棄物の種類		具体的取組
ガラス	瓶、ほか	道路路盤剤へ利用
プラスチック類	フレコンバッグ ポリタンク	発電用ボイラの代替燃料として利用（サーマルリサイクル）
廃油	可燃性	再生利用
廃油	不燃性	再生利用

ウ. その他 ・処分委託は適正に行う。

- ・行政との連携、業界のネットワークを活用し、（再生業者の紹介など）再生処理ルートの確保をする。
- ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
- ・委託する物品の症状について処理業者と確認を交し、適切な処理に協力する。
- ・特別管理産業廃棄物の社内処理、及び適正処理を確保する。
- ・マニフェストの確実な管理を行う（マニフェスト返却分の照合、記録）